

別表7 第23条の2に規定する大学等

大 学 等	備 考
放送大学	特定企業との協定により受け入れた学生に限る
海外の大学等	以下のいずれかに該当する大学及び短期大学等の学修に限る ①本学の海外派遣留学制度に基づく大学及び短期大学等 ②本学が在学及び休学中に留学することを認めた大学及び短期大学等
国内の大学等	以下のいずれかに該当する大学及び短期大学等の学修に限る ①本学との単位互換に関する協定等を締結している大学及び短期大学等 ②本学が単位認定を認めた大学及び短期大学等における在学及び休学中の学修